

今後、相続税・贈与税の改正が見込まれる可能性が高いため、最近では新聞等でも大きく取り上げられるようになってきました。今まで、相続税がかからなかった人も、これからは相続対策や相続税対策が必要になってくるかもしれません。相続対策・相続税対策は、遺言書が有効になるケースがとて多く、多くの方が必要性を感じており、遺言書の作成を検討する人が増えつつあります。

今回は、遺言書のキホン、できることと限界についてご説明します。



遺言とは

遺言には、2つの側面があります。まずは「想いを伝えるための遺言」、そしてもう一方は「法律上の遺言」です。

想いを伝えるための遺言

遺言、遺言書、遺言状など、さまざまな呼び方があります。これらはすべて「自分の死後、残った家族へ遺す言葉」、「自分の生きてきた証としての最後の言葉」などの意味として用いられます。死ぬ際に遺した言葉「兄弟仲良く、家を守ってほしい」などは、一般的に「遺言」と言われますが、法律用語としての遺言とは性質が異なります。これは、「希望」や「言いつけ」であり、この言葉に**従うかどうかは、相続人の自由**です。

法律上の遺言

法律上の遺言とは、**民法に規定された形式**に従って作成された文書をいいます。形式どおりに作成された遺言は、遺言者が死亡すると同時に効力が発生し、財産権が移転するなどの**一定の法律上の効果が発生**します。以後、記載される「遺言」とは、すべてこの法律上の遺言を指します。

遺言のキホン

遺言者になれる人

- ・満15歳以上の者
 - ・物事を理解する能力がなければならない
- ※成年被後見人は、無能力者とされており、遺言を遺すことができません。

成年被保佐人、成年被補助人は、その能力が著しく不十分、または不十分とされていますが、無能力者ではありません。そのため、遺言を遺すことは可能です。

遺言でできること

法律上、遺言で決めることができるものは以下の3点です。

- ・財産に関すること
どの相続人に、何をどれだけ相続させるか、相続人以外の人に何をどれだけ遺贈するかなど。
- ・身分に関すること
遺言による認知、未成年後見人の指定、後見監督人の指定、遺言による相続人の排除、またはその取消、**遺言執行者の指定**
- ・祭祀の承継のこと
一般にお墓や仏壇は分割せず、**誰か一人が受け継ぎます**。

遺言の限界

有効な遺言書があったとしても、**相続人全員が合意した別の遺産分割**は、その遺産分割は**遺言に優先**します。

また、**遺留分を侵害**する内容の遺言であった場合、**遺留分減殺請求がなされた場合は、それに従う**必要があります。

遺言の方式

遺言の方式を大別すると、以下のとおりです。

自筆証書遺言

<法律上の要件>

- ・全文を遺言者が自書する
- ・日付(年月日)を自書する
- ・氏名を自書する
- ・印鑑を押印する
- ・訂正、加除等の方法が厳格

<メリット>

- ・最も**安価**、手軽、安全、誰にも内容を知られずに作成可能

<デメリット>

- ・要件を欠いている可能性がある
- ・法的に妥当かどうか、自己責任となる
- ・どちらにもとれる様な曖昧な表現になることがある
- ・保管方法に注意、死亡後に発見されない恐れがある
- ・**家庭裁判所の検認**が必要

公正証書遺言

<作成方法>

証人2人以上が立ち会い、遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授し、公証人の筆記した文章を、遺言者・証人に確認させ、**遺言者・証人が署名・押印し、公証人が「方式に従った作成をした」旨を付記し、署名・押印**します。

<作成する場合の準備>

- ・遺言の内容を決める
- ・財産目録を作成(不動産は登記簿謄本等を準備)
- ・相続関係が分かる戸籍を取得する
- ・遺言者、証人の身分証明書を準備する

<メリット>

- ・公証人が作成するため、法的・文法的な不備がない
- ・**家庭裁判所の検認が不要**
- ・公証役場に原本が残り、紛失の恐れがない
- ・遺言者に正常な意思能力があったことを公証人が証明する

<デメリット>

- ・費用がかかる
- ・立会人に遺言の内容が知られる

秘密証書遺言

<作成方法>

ワープロや他人に書いてもらっても構いません。作成した遺言書を**公証役場へ持ち込み**、公証人が公証する。

<メリット>

- ・内容を知られず、**公正証書よりも安価**に作成できる

<デメリット>

- ※自筆証書遺言とほぼ同じ



株式会社みどり財産コンサルタンツ

midori
〒760-0062 高松市塩上町3丁目1-1
TEL:087-834-0122 FAX:087-862-0988
ホームページ: <http://www.funai-t.co.jp/>
メルマガ好評配信中! <http://www.funai-t.co.jp/melmaga/index.php>

※2012年9月5日現在の法令に基づき制作しています。

弊社は、この情報を用いて行う判断の一切について責任を負うものではありません。